

## 村上市保育園職員配置基準抜粋（R6.4.1現在）

### 【園長】

専任とし、保育資格を有すること。

### 【保育士】

児童の保育に当たり、市が定めた下記配置基準に基づき配置すること。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3：1	4：1	6：1	20：1	30：1	30：1

※保育士配置数の算出方法は、年齢別に小数点第2位まで計算し（小数点第3位以下切り捨て）、3歳未満児と3歳児以上児それぞれ合算して端数処理（3捨4入）をする。

※令和6年4月1日「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正により、保育士の配置数について3歳児が「15：1」、4、5歳児が「25：1」になっていますが、現時点では経過措置期間中となります。

### 【調理員】

定員45以下	定員46～119人	定員120～150人	定員151人以上
1人	1人＋パート	2人	3人以上

### 【用務員】

園の状況に応じて正規職員あるいはパート用務員を配置すること。